

# 社会福祉法人周陽会役員等の報酬及び費用弁償規程

[平成10年11月25日(制定)]	[平成12年5月29日(一部改正)]
[平成15年1月29日(一部改正)]	[平成16年3月28日(一部改正)]
[平成19年12月13日(一部改正)]	[平成21年3月17日(一部改正)]
[平成28年5月23日(一部改正)]	[平成29年6月16日(全部改正)]
[令和元年6月12日(全部改正)]	[令和4年3月24日(一部改正)]
[令和4年11月25日(一部改正)]	[令和5年11月8日(一部改正)]

## (趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人周陽会（以下「本会」という。）の役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

2 役員等の本会職務に関する事項は、「労働基準法（昭和22年法律第49号）」及びその他の法令（以下「関係法令」という。）の定めるものの他、この規程の定めるところによる。

## (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員等とは、理事、監事、評議員及び法人の規定により設置された委員会の委員をいう。
- (2) 常勤役員とは、本会に職員として雇用され、職員給与が支給されている者をいう。
- (3) 非常勤役員等とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬とは、職務執行の対価として受ける財産上の利益をいい、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

## (報酬)

第3条 役員等が、その職務のため、理事会及び評議員会、第三者委員会、評議員選任・解任委員会（以下「理事会等」という。）に出席したとき、又は本会の目的を達成するための職務に従事したときは、報酬として次に掲げる各号のとおり日額を支給することができる。ただし、理事長、常務理事、及び常勤役員に対しては、日額報酬を支給しない。

- (1) 理事会等の開催時間が4時間未満の場合、日額5,000円
- (2) 理事会等の開催時間が4時間以上8時間未満の場合、日額10,000円
- (3) 理事会等の開催時間が8時間以上の場合、日額15,000円

2 理事長及び常務理事（以下「理事長等」という。）の月額報酬は、100,000円とし支払方法については職員の例による。

なお、定款第23条の規定より、評議員会において別に定めるとした理事及び監事に対する報酬総額を各年度において、理事4,500,000円以内、監事200,000円以内とする。

3 理事長等に期末手当を支給する。期末手当は、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在任する理事長等に対し、それぞれ基準日の属する月の範囲内において理事長が定める日に支給する。これら基準日前1ヶ月以内に退任し、または死亡した理事長等についても同様とする。期末手当の額は、6月に支給する場合においては、月額報酬に100分の150を乗じた額に、12月に支給する場合においては、月額報酬に100分の150を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在任期間を次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じた額とする。

(1) 6か月	100分の100
(2) 5か月以上6か月末満	100分の80
(3) 3か月以上5か月末満	100分の60
(4) 3か月未満	100分の30

#### （費用弁償）

第4条 役員等が、その職務のため、理事会等に出席したとき、又は本会の目的を達成するための職務に従事したときは、社会福祉法人周陽会職員旅費支給細則を準用し、旅費を支給することができる。

2 役員等が、法人業務のため出張する場合の日当及び宿泊費は以下に掲げる各号のとおりとする。

- (1) 日当は、一日につき2,800円
- (2) 宿泊費は、一日につき13,900円

3 役員等が理事会等に出席したときの交通費の上限は、社会福祉法人周陽会職員給与規程別表6-1の通勤距離（片道）2km以上5km未満の額を上限とする。

4 本会の目的を達成するため、理事長の委嘱を受けた者、又は理事長が特に認めた者に対して、本会予算（本部区分）の範囲内において前各項に基づき費用弁償することができる。

#### （報酬等の支給方法）

第5条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の同意があるときは、本人の指定する本人名義の金融機関口座へ振り込む方法によるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬及び交通費の支給)

第6条 役員等の報酬並びに交通費の計算期間（以下、「計算期間」という。）は、月の1日から末日までとする。

2 役員等の報酬並びに交通費は、当月分を翌月21日に支給する。ただし、その日が土曜日、日曜日、又は祝休日にあたるときは、その前日に繰上げて支給する。

(委 任)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、国地方公共団体、その他の福祉事業団体及び本会の事情を考慮し理事長が定める。

(公 表)

第8条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成11年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年5月29日から施行する。ただし、第3条の別表第2は平成12年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

別表2－1 役員等報酬表嘱託医を削除。

附 則

この規程は、平成29年6月16日より施行する。

別表2－1 役員等報酬表及び別表2－2 役員費用弁償表を削除。

附 則

1 この規程は、令和元年6月12日から施行する。

2 次に掲げる規程は、廃止する。

(1) 社会福祉法人周陽会評議員の報酬等に関する規程

(2) 社会福祉法人周陽会役員等の報酬規程

附 則

この規程は、令和4年3月24日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年11月25日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年 月 日から施行する。